

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2023年1月31日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を日本製紙勿来グリーンセンター株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができるとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

(1) 住所、名称、代表者の氏名

福島県いわき市勿来町窪田十条1番

日本製紙勿来グリーンセンター株式会社 代表取締役 菊池 寿治

(2) 施設設置場所 福島県いわき市勿来町窪田十条1番1および2番1の一部

(3) 施設の種類 PCB 汚染物の分解施設

(4) 処理を行う廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号ロに規定する PCB 汚染物のうち、汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであって、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだ PCB の量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず 1kgにつき 100,000 mg 以下のもの(微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。)

(5) 処理の方法 還元熱化学分解方式(ジオスチーム法)

(6) 処理能力

1セット当たり 2.0t/時間、48t/日(24時間)

施設全体 6.0t/時間、144t/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2023年2月6日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 相沢和人

